

平成24年11月14日

大阪市監査委員	東	貴	之	
同	漆	原	良	光
同	高	橋	敏	朗
同	高	瀬	桂	子

### 住民監査請求について（通知）

平成24年10月12日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

下記の支出について、橋下徹市長に返還させるなどの厳しい措置を求める。

大阪市長・橋下徹氏は、2012年2月9日、大阪市職員に対し、「職員アンケート」調査に回答する旨の業務命令を発した。橋下市長は同業務命令のなかで、「正確な回答がなされない場合は処分の対象となりえます。」などと述べ、従わない場合は処分もあり得ることを示唆し、アンケートへの回答を強制した。

アンケートの質問項目は、大阪市職員の思想・良心の自由、政治活動の自由、労働基本権、プライバシー権など憲法上の権利を侵害する違法なものであった。

このような市職員の人権を著しく侵害するアンケート調査に対しては、労働組合や法律家団体、広範な市民から激しい抗議がなされ、橋下市長の委託を受けて、アンケート調査を実施した第三者調査チーム責任者・弁護士野村修也特別顧問は、アンケート調査回答期限後の2月17日、データ開封作業や集計などを「凍結」することを表明せざるを得なくなった。また、2月22日には、大阪府労働委員会が、不当労働行為に該当するおそれがあるとして、大阪市の責任において、アンケート調査を中止するよう異例の勧告を出した。

このような批判の声の広がりを受けて、野村特別顧問は、2012年4月6日、本

庁舎地下において、多くのマスコミ・報道陣・関係者の目の前で、集めたアンケート回収分をシュレッダーで破砕し、記録したDVDをハンマーでたたき割って見せるなど、破棄行為を公にせざるを得なかった。

このように、アンケート調査は市職員・市民の憲法上の権利を侵害する憲法違反の調査であるにもかかわらず、橋下市長は、野村特別顧問らに第三者調査チームの編成を要請し、憲法違反のアンケート調査を実施強行している。そして、大阪市は、憲法違反のアンケート調査等のために、野村特別顧問ら2名の特別顧問や、11名の特別参与に対して、計9,111,880円の公金を支出しており、かかる支出は違法な公金支出といわざるを得ない。

アンケート調査のために、野村氏ら2名の特別顧問や山形氏ら11名の特別参与に支払った、合計金9,111,880円の公金支出については、地方自治法に違反するという側面も有する。そもそもこうした公金の支出には、条例の根拠が必要であるところ、橋下市長は、条例の根拠がないにもかかわらず「大阪市特別顧問及び特別参与の設置等に関する要綱」を策定し、これを根拠として、謝礼及び費用を支払ったのであるが、このような要綱のみに基づく公金の支出は違法である。この違法な公金支出によって、大阪市に損害が発生していることは明らかである。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされ、監査請求書及び事実証明書の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定等を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないとされている。

本件請求において、請求人の主張は必ずしも明らかではないが、仮に、請求人の主張を、特別顧問、特別参与が要綱に基づき設置されており、法第138条の4第3項に規定する附属機関に該当するにもかかわらず、条例により設置されていないことが、「財務会計上の行為等の前提又は原因となる行為」として違法であり、そのことにより、財務会計上の行為である特別顧問、特別参与に対する公金支出が違法な支出であると主張するものと解するにしても、請求人は、「そもそもこうした公金の支出には、条例の根拠が必要である」と記載するのみで、財務

会計上の行為に固有の違法性について、何ら具体的に触れられておらず、その前提となる、附属機関に該当する具体的理由についても何ら吟味せずに請求に及んでいるのであるから、その主張の前提を欠くと言うほかない。

そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。